第八号中(812)を(817)とし、(642)から(811)までを(647)から(816)までとし、(641)を(645)とし、その次に次のように加える。

(646)　フェブキソスタット

第八号中(640)を(644)とし、(593)から(639)までを(597)から(643)までとし、(592)を(595)とし、その次に次のように加える。

(596)　ピオグリタゾン塩酸塩・グリメピリド

第八号中(591)を(594)とし、(420)から(590)までを(423)から(593)までとし、(419)を(421)とし、その次に次のように加える。

(422)　ダビガトランエテキシラート

第八号中(418)を(420)とし、(191)から(417)までを(193)から(419)までとし、(190)を(191)とし、その次に次のように加える。

(192)　ガランタミン

第八号中(189)を(190)とし、(150)から(188)までを(151)から(189)までとし、(149)の次に次のように加える。

(150)　エルデカルシトール

○厚生労働省告示第十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第1の1中(177)を(179)とし、(138)から(176)までを(140)から(178)までとし、(137)を(138)とし、その次に次のように加える。

(139)　B型ボツリヌス毒素

別表第1の1中(136)を(137)とし、(21)から(135)までを(22)から(136)までとし、(20)の次に次のように加える。

(21)　ウステキヌマブ（遺伝子組換え）

○農林水産省告示第百七十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、三九七、四〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三一七、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一二一、六〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八七、一〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二七三、六〇〇円

○農林水産省告示第百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市橋上町坂本字小川山四六八の三八、字松原山一七二の一、字上田谷山五二四の一、五二四の三〇、字榎川山五三五の五五、五三五の五六、五三五の六〇、字小藤水流四七〇の三九、字出井谷四七四の一、四七四の二、字八ケ森山五一二の四九、五一二の五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市室津字行所一〇七七、一〇七八、一〇七九のイ、一〇七九の二、一〇七九の三、一〇八〇、一〇八一、三一七〇、三一七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字行所一〇七九のイ・一〇七九の三・一〇八〇・一〇八一・三一七〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七九の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡馬路村馬路字丸石一五八六の二三、字宿ノ谷一八四九の三、一八四九の一一、一八四九の二七、字上ミ野一九〇五の一五、一九三一の四、字清吾谷一九三二の一四、一九三二の一五、一九三二の一九、字西ノ谷一九七〇の四五、字河下モ四二三八の一から四二三八の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市犬飼町栗ケ畑字向次郎一四二四から一四二六まで、一四二八、一四二九の二、一四三二、一四三三の一、一四三四の一、一四三六、一四三七の一、一四三八の一、一四三九の一